

令和4年12月16日

中標津町議会議長 後 藤 一 男 様

議会改革特別委員会
委員長 江 口 智 子

議会改革特別委員会の審議結果報告について

本議会改革特別委員会は、前回の議会改革特別委員会からの報告を踏まえ、継続的に改革を進め、町民の付託に応えることを検討するため、令和2年9月定例会において設置されました。

コロナ禍により住民アンケートや視察において、調査の遅延、縮小を余儀なくされる場面が幾度となくあったものの、委員会設置よりこれまで29回の委員会開催と、議会改革先進議会である白老町、浦幌町、根室市への視察を実施し、精力的な審査を行いました。

住民との対話については、住民アンケート、議会モニター会議、議会報告会に加え、令和4年はコロナ禍のため中止となった議会報告会に代わり、12月上旬にチラシの全戸配布により議会改革の周知を図るなど、住民との対話に努めながら、多角的な調査・研究を行ってきました。

以下、諮問及び関連事項について、初めに結審事項を報告し、次いで調査を継続する事項（中間報告）の順で報告いたします。

本報告をもって結審とする事項

1. 議会や委員会の機能が損なわれない形の定数削減について

前議会改革特別委員会より議員定数は削減すべきとの申送りがされた経緯から、本委員会においては報告を踏まえた調査を開始しましたが、改選を経て新たな議員が6名誕生したことから、新人議員を含む全議員より改めて議員定数や報酬など、全ての諮問に関する意見聴取を実施しました。

その上で、令和3年12月定例会にて中間報告した通り、改革の核となるのは常任委員会の活性化であることから、適切な定数算出の根拠として、常任委員会数と委員定数の再編を行い、そこから導き出された結論として、15名に削減しても現状の機能を損なうことなく議会運営が可能であるとの結論に達し、令和6年の改選時より議員定数を15名にすることとしました。

2. 議論が伯仲する委員会を形成するための常任委員会数と委員定数について

既存の3常任委員会については、活発な議論を形成するため現在の委員定数6名を7名とし、常任委員会数を2、議長は両委員会にオブザーバーとして出席すべきであると、昨年12月定例会において中間報告した通りであります。

議会の活性化の中核をなすものは常任委員会の活性化であり、なかでも委員間討議の充実を図ることが当議会の課題であることから、委員間討議のあり方について議会運営委員会でルールを定め、議会運営に関する確認に記載し本年10月より試行しております。

住民との情報共有の観点からは、常任委員会内に分科会を設置し、外部団体を始め、住民との積極的な懇談等を推進するべく、後期常任委員会よりその活動を開始しており、改選後の2常任委員会体制の円滑な開始を期すものです。

一方、議会広報特別委員会の広聴機能を含めた常任委員会化については、現在、議会運営委員会が所管する議会報告会、議会モニターの運用及び分科会の活動状況を見極め、議会だよりを始めとして一層重厚な広報に努めるための調査が必要であることから、継続調査を行うものとします。

以上、議員定数と既存の常任委員会数を2とすることに関しては、住民に対して十分な周知期間を確保するため、速やかな条例改正の検討を求めるものです。

調査を継続する事項（中間報告）

1. 議員の活躍を担保できる報酬について

議員報酬については平成21年に20万円に引き上げを行って以降、据え置かれたままであり、近年の専門家による調査・研究によれば、議員のなり手不足の改善策及び議員活動の増加により兼業の厳しさが増していることなどから、活動量に見合った議員報酬を考えるべきであるとの報告がなされています。

次期改選時より3つの常任委員会数が1減の2常任委員会となり、所管事務調査事項が現在の1.5倍となることは確定しており、更に本年9月以降、議長と監査を除く全議員による決算審査特別委員会の設置、充実した委員会活動を構築するため、新たに正副委員長会や委員会代表質問を導入するなど、改選後の常任委員会活性化に向けて様々な試行をしている段階にあります。

このことから、改選後は大きく活動量の増加が見込まれ、議員の活躍を担保するためには報酬を増額すべきであるとの結論に至りました。

報酬の額については、委員から全国町村議会議長会の「議員報酬の見直し及び政務活動費の活用に関する調査研究」で提示された原価方式に基づく案、北海道の最低賃

金に基づく案、役場の係長職の平均値とする案の3案が提示されております。

このうち原価方式については、議員の活動量をデータとして採取し計算する必要があるため、本年4月から議会改革特別委員会の委員、その後同意を得た議員からの報告が順次追加され、現在は全議員によるデータ提供を受け、令和5年3月まで1年間の活動量の検証を行っているところです。

このことから、具体的な報酬額の検証を引き続き行うことと、あわせて報酬に関しては住民の理解を得ることが最も大切でありますので、これまでも令和3年の議会報告会において、議会改革の経緯について説明し対話を重ねましたが、令和4年は議会報告会に代わりチラシの全戸配布や、議会だより、町のホームページによる周知を実施し、今後も検証の推移を折に触れて積極的に住民に開示するものとします。

2. 通年議会は議会活性化に繋がるかについて

通年議会を議会側からの視点で見れば、閉会期間をなくすことにより1年間を通しての政策サイクルを確立し、切れ目のない主体的な運営をすることが肝要であります。このことが政策提言を見据えた常任委員会活動の充実に繋がり、住民福祉の向上のための議会の活性化にも繋がるとして、改選時より通年議会の導入をすべきとの結論に至りました。

通年議会については、地方自治法第102条の2による通年会期とするか、条例により定例会を年1回と定めるものとするかの協議を必要とし、さらに現在の定例会に基づく会期の設定等については、行政側とも入念な協議が必要であることから、引き続き調査を行うものです。

3. 自治基本条例の議会条項についての検証と議会基本条例制定の検討について

自治基本条例の議会条項の検証については、令和3年に自治推進会議が条例見直しを行った際、議会側の見直しすべき案を申し入れ、改訂されました。

また、自治基本条例とは別に、議会基本条例を制定すべきとの意見で一致を見ました。

しかしながら、現在中標津町議会において会議規則、委員会条例、政治倫理条例等は制定されていますが、議会の運営に関しては、全国町村議会議長会が定める標準の運営基準に即しており、記載されていない事項については、都度必要な項目を足し記した「議会運営に関する確認」を内部規則として運用しております。

こうした運営基準や中標津町議会独自のルールを整理し、議会基本条例との混同を防ぐべきであることから「議会運営に関する確認」については、現在、議会運営委員会において議論されております。

議会基本条例の制定には、既存の条例、規則との兼ね合いの検討のほか、災害時の

議会のあり方を模索する議会BCP（事業継続計画）やハラスメントに対する条項も含め、更なる調査・研究を継続いたします。

4. その他

諮問された事項のほか、議会のICT化について、広報広聴の審議の際に検討され、コロナ禍で傍聴者の減っている状況下でも、住民との情報共有を図る方策を確保するため、本会議のライブ中継について、議会運営委員会に検討の申し入れを行っております。

議会へのタブレット等機器の導入は、すでに導入されている議会の視察を行いました。行政側との整備が同時でないことや議員間のデジタル活用度合いの差異から、紙の資料とあわせて使用せざるを得ない実態も垣間見えたことから、中標津町議会においても慎重な検討が必要です。

一方ペーパーレス化や業務効率の向上のため、ICT化については、自治体DXの進捗にあわせ行政側との協議も含めて、継続調査を行ってまいります。

以上